加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、店舗又はオフィス（以下「店舗等」という。）の建築を目的とした者に市街化区域内の土地を売却した土地所有者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、低未利用地の利活用を促進するとともに、中心市街地の活性化を図ることを目的とし、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たしている個人とする。

(１)　市街化区域内で幅員が４メートル以上の道路に面している自己の所有する土地を、次の全てを満たしている者に対して売却する長期譲渡所得課税対象者であること。

ア　日本標準産業分類（令和５年総務省告示第256号）に定める業種のうち別表に掲げる事業を営む者であること。

イ　継続的な経営を行う具体的な計画を有する者であること。

ウ　店舗等の建築を予定している者であること。

エ　自己の３親等外の者であること。

(２)　不動産業を営む者でないこと。

(３)　市税等を滞納していないこと。

(４)　国又は県等から同様の事由による補助金等を受けていないこと。

(５)　本人及び購入者が、加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、譲渡収入額から取得費、譲渡費用及び特別控除額を差し引いた譲渡所得金額に対する３％の額（当該額に百円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、１契約の売買につき100万円を上限とする。

２　前項の規定にかかわらず、同一者間での複数契約がある場合であっても、土地の購入者が同一の事業の用に供する店舗等の建築を行うときは、当該複数契約を１契約とみなす。

（交付事前申込み及び受理決定）

第４条　補助金の交付を受けようとする者は、売却する土地の売買契約締結前に、加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付事前申込書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(１)　当該土地の登記事項証明書

(２)　当該土地の現況が確認できる写真

(３)　購入予定事業者が当該土地に建築する店舗等で行う事業の計画書

２　市長は、前項の事前申込みがあったときは、その内容を審査し、その結果について、交付事前申込みをした者（以下「交付事前申込者」という。）に対して加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付事前申込受理決定通知書により通知するものとする。

（交付申請及び決定）

第５条　交付事前申込者は、売買した土地に係る譲渡所得の確定申告書を提出し、かつ、購入した事業者が店舗等を建築し所有権保存登記を完了した後、速やかに加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(１)　確定申告書（分離課税用）の写し

(２)　譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）の写し

(３)　不動産売買契約書の写し

(４)　店舗等の登記事項証明書の写し

(５)　建築基準法（昭和25年法律第201号）第７条第５項又は同法第７条の２第５項に規定する検査済証の写し

(６)　店舗等の完成が確認できる写真

(７)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付決定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第６条　前条の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該年度に交付決定者に対して課税された住民税の全額を納付した後、加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金請求書に当該住民税の全額納付を証明する書類を添えて、補助金を請求するものとする。ただし、市長が必要ないと認めるときは、この限りではない。

（補助金の交付）

第７条　市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、当該年度に交付決定者に対して課税された住民税の全額の納付を確認後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(１)　交付決定者が虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(２)　交付決定者が交付決定の内容又はこの要綱に違反したとき。

(３)　その他市長が不適当と認めるとき。

２　市長は、交付決定を取り消したときは、交付決定者に対して加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、加西市店舗等建築のための宅地供給促進補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 大分類 | 中分類 | 備考 |
| Ｇ　情報通信業 | 中分類37～41 | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に定める業種、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を主たる目的とする営業、その他市長が適当でないと認める営業を行う者を除く。 |
| Ｉ　卸売業、小売業 | 中分類56～60 |
| Ｊ　金融業、保険業 | 中分類67 |
| Ｋ　不動産業、物品賃貸業 | 中分類68～70 |
| Ｌ　学術研究、専門・技術サービス業 | 中分類71～74 |
| Ｍ　宿泊業、飲食サービス業 | 中分類75～77 |
| Ｎ　生活関連サービス業、娯楽業 | 中分類78～80 |
| Ｏ　教育、学習支援業 | 中分類81～82 |
| Ｐ　医療、福祉 | 中分類83～85 |
| Ｒ　サービス業（他に分類されないもの） | 中分類91,92,95 |